

後見制度支援預金

令和6年 4月1日現在

1. 商品名	・ 後見制度支援預金
2. 販売対象	・ 個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方が対象です。
3. 期間	・ 期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ・ 1円以上。 ・ 1円単位。
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ① 出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ② 定期送金…自動振込等により、指定された間隔(例えば3ヶ月毎)で指定金額を定期的に後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利…毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高 1,000円以上について、付利単位を100円として1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、) ※令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座開設手数料は1口座につき5,500円 ・ 為替手数料について、自動振込を利用した定期送金は、当金庫内は無料、他金融機関宛は当金庫所定の手数料をいただきます。出金(一時交付金)および解約時においても当金庫内は無料、他金融機関宛は当金庫所定の手数料をいただきます。
9. 付加できる特約事項	・ 指示書の指示内容による取扱いのみとなります。
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ(9時~17時、電話:03-3913-1158)にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置…東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:

	<p>03 - 3517 - 5825) にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 ・「指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所に行ってください。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、IB契約はできません。 ・本預金は口座開設店のみお取り扱いいたします。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行できません。 ・通帳によるATMでの利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します）。 ・現金でのお支払いはできません（成年後見人が別途管理する生活口座等への振替となります）。
<p>14. 預金保険の付保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。1預金者あたり元本 1,000 万円までとのお利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとのお利息が保護されます。）